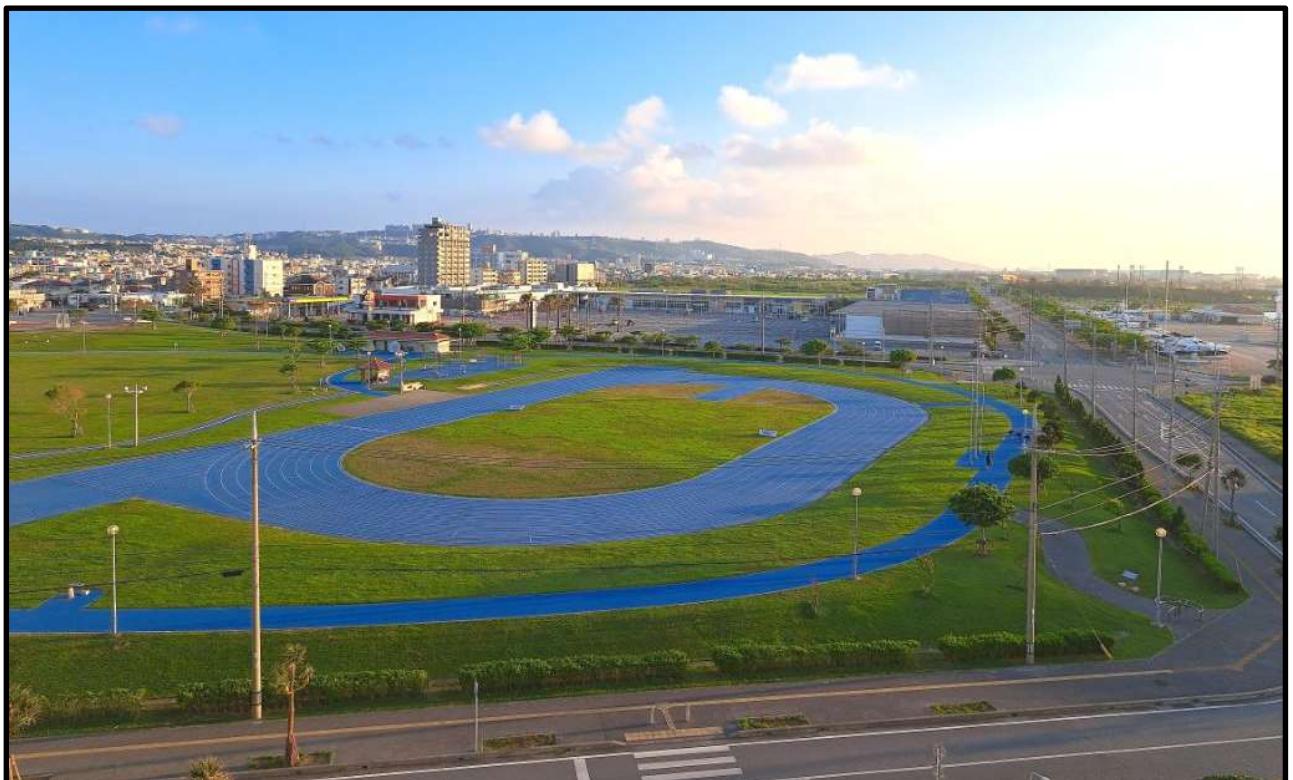


令和7年度 与那原町体育協会 総会



日時： 令和7年4月22日（火）午後6時

場所： 与那原町役場 3階 会議室

令和 7 年度 与那原町体育協会 総会次第

令和 7 年 4 月 22 日 午後 6 時
与那原町役場 3 階会議室

1、開会のことば 理事長 比嘉 哲也

2、副会長あいさつ 副会長 照屋 勉

3、議事審議

報告第 1 号 令和 6 年度 事業経過報告

認定第 1 号 令和 6 年度 歳入歳出決算報告

監査報告

議案第 1 号 令和 7 年度 事業計画（案）

議案第 2 号 令和 7 年度 歳入歳出予算（案）

議案第 3 号 令和 7 年度 与那原町体育協会役員（案）

議案第 4 号 与那原町体育協会会則一部改正（案）

4、閉会のことば 副会長 _____

報告第1号

令和6年度 与那原町体育協会事業経過報告

月	日	事業名	場所	備考
4	17	第1回役員会	与那原町役場 2階会議室	
4	19	総会	与那原町役場 3階会議室	
5	22	町夏季大会監督会	与那原町役場 3階会議室	
5	26	夏季大会(卓球)	観光交流施設	優勝 江口区
6	9	夏季大会(ソフトボール)	東浜野球場	優勝 当添区
6	9	夏季大会(バレーボール)	観光交流施設	優勝 大見武区
6	23	夏季大会(野球)	東浜野球場	優勝 板良敷区
6	30	夏季大会(バスケット)	観光交流施設	優勝 江口区(男子)
7	7	夏季大会(フットサル)	フットサルパーク東浜	優勝 県営団地
7	21	夏季大会(バドミントン)	与那原中学校体育館	
9	6	第24回与那原町ゴルフ大会	沖縄カントリークラブ	
7	21~9/27	第59回島尻郡夏季大会	南部各地域	
7	22	第2回役員会	与那原町役場 3階会議室	
8	4	与那原大綱曳まつり 全島角力大会	与那原大綱曳まつり会場 (与那古浜公園)	
8	14	第3回役員会	与那原町役場 3階会議室	
8	16	第71回町陸上競技大会監督会	与那原町役場 3階会議室	
9	1	第71回与那原町町陸上競技大会	与那古浜公園内グラウンド	総合優勝 板良敷区
9	5	第59回島尻郡陸上競技大会 選手選考会	与那原町役場 3階会議室	
9	27	第59回島尻郡夏季大会ゴルフ大会	那覇ゴルフクラブ	選手10名派遣 結果3位
10	6	第59回島尻郡陸上競技大会	黄金森公園陸上競技場	女子優勝・男子3位 役員27名派遣
11	7	第4回役員会	与那原町役場 3階会議室	
11	23~24	第76回沖縄県民体育大会	那覇・浦添地区	島尻郡男子5位、女子6位
12	20	第5回役員会	与那原町役場 3階会議室	
1	1	第43回新春マラソン大会	与那原パークゴルフ場前発着	教育委員会共催 260名参加
2	23	第7回与那原町体協パークゴルフ大会	与那原パークゴルフ場	
3	14	第6回役員会	与那原町役場 3階会議室	

認定第1号

令和 6 年度 与那原町体育協会歳入歳出決算書

歳入総額	4,445,242 円
歳出総額	4,432,620 円
差引残高	12,622 円

歳入

項目	科目名	予算現額			収入済額	予算現額と 収入済額の差	備考
		当初予算額	補正及び流用額	計			
1 1	町補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,500,000	0	
2 1	負担金	463,000	0	463,000	463,000	0	
3 1	繰越金	100,617	0	100,617	100,617	0	
4 1	諸収入	1,300,000	81,625	1,381,625	1,381,625	0	広告料、預金利息等
合計		4,363,617	81,625	4,445,242	4,445,242	0	

歳出

項目	科目名	予算現額			支出済額	不用額	備考
		当初予算額	補正及び流用額	計			
1	会議費	100,000	▲ 22,000	78,000	76,253	1,747	
1	会議費	50,000	▲ 22,000	28,000	27,307	693	
2	総会費	50,000	0	50,000	48,946	1,054	
2	総務費	200,000	413,300	613,300	611,974	1,326	
1	役務費	70,000	▲ 52,000	18,000	17,640	360	切手代
2	事務費	30,000	▲ 16,000	14,000	13,034	966	封筒、コピー用紙台等
3	備品購入費	100,000	481,300	581,300	581,300	0	PC1台、簡易テント3張
3	事業費	2,000,000	▲ 62,000	1,938,000	1,937,853	147	
1	大会費	2,000,000	▲ 62,000	1,938,000	1,937,853	147	夏季大会・陸上競技大会等
4	派遣費	2,050,000	▲ 241,000	1,809,000	1,806,540	2,460	
1	群大会派遣費	1,400,000	▲ 183,000	1,217,000	1,214,567	2,433	島尻郡大会・県民大会等
2	強化費	650,000	▲ 58,000	592,000	591,973	27	
5	予備費	13,617	▲ 6,675	6,942	0	6,942	
1	予備費	13,617	▲ 6,675	6,942	0	6,942	
合計		4,363,617	81,625	4,445,242	4,432,620	12,622	

会計監査報告書

与那原町体育協会の令和6年度における歳入歳出決算書に関する
証憑書類及び現金出納簿、預金通帳を照合した結果、計数及び使途
において正確であることを認めます。

監査実施日

令和7年3月31日

以上監査報告致します。

監事 金城勝治 

監事 比嘉義明 印

議案第1号

令和7年度 与那原町体育協会事業計画(案)

月	日	事 業 名	場 所	備 考
4	22	総 会	与那原町役場 会議室	
4	22	町夏季大会監督会	与那原町役場 会議室	
5	18	夏 季 大 会(卓 球)	観光交流施設	
5	25	夏 季 大 会(バスケット)	観光交流施設	
6	1	夏 季 大 会(ソフトボール)	東浜野球場	
6	8	夏 季 大 会(ソフトボール) 予備日	東浜野球場	
6	8	夏 季 大 会(バレーボール)	観光交流施設	
6	15	夏 季 大 会(フットサル)	フットサルパーク東浜	
6	22	夏 季 大 会(フットサル) 予備日	フットサルパーク東浜	
6	29	夏 季 大 会(野 球)	東浜野球場	
7	3	第72回町陸上競技大会監督会	与那原町役場 会議室	
7	4	第25回与那原町ゴルフ大会	沖縄カントリークラブ	
7	6	夏 季 大 会(野 球) 予備日	東浜野球場	
7	20	夏 季 大 会(バドミントン)	観光交流施設	
8	上旬～下旬	第60回島尻郡夏季大会	南部各地域	
8	31	第72回町陸上競技大会	与那古浜公園内グラウンド	
9	7	第72回町陸上競技大会(予備日)	与那古浜公園内グラウンド	
9	下旬	第60回島尻郡夏季ゴルフ大会	那霸ゴルフクラブ	
10	5	第60回島尻郡陸上競技大会	黄金森公園陸上競技場	
11	22-23	第77回沖縄県民体育大会	中部地区	
1	1	第44回新春マラソン大会	与那原パークゴルフ場前発着	教育委員会共催
3	1	第8回与那原町体協パークゴルフ大会	与那原パークゴルフ場	

※ 関連行事

- ・第43回与那原大綱曳まつり……………7月27日(日)全島角力大会
- ・運動会：与那原小学校 ……10月26日(日) 与那原東小学校…11月9日(日)

議案第2号

令和7年度 与那原町体育協会予算書(案)

歳入総額 4,273,622 円

歳出総額 4,273,622 円

歳入

項目	科目名	本年度予算額	前年度予算額	増減額	説明
1 1	町補助金	2,500,000	2,500,000	0	
2 1	負担金	461,000	463,000	△ 2,000	
3 1	繰越金	12,622	100,617	△ 87,995	
4 1	諸収入	1,300,000	1,300,000	0	町陸上競技大会プログラム広告料
合計		4,273,622	4,363,617	△ 89,995	

歳出

項目	科目名	本年度予算額	前年度予算額	増減額	説明
1	会議費	100,000	100,000	0	
	1 会議費	50,000	50,000	0	
	2 総会費	50,000	50,000	0	
2	総務費	110,000	200,000	△ 90,000	
	1 役務費	40,000	70,000	△ 30,000	切手代及び広告依頼発送
	2 事務費	60,000	30,000	30,000	事務消耗品
	3 備品購入費	10,000	100,000	△ 90,000	
3	事業費	2,000,000	2,000,000	0	
	1 大会費	2,000,000	2,000,000	0	夏季大会、陸上競技大会
4	派遣費	2,050,000	2,050,000	0	
	1 郡大会派遣費	1,400,000	1,400,000	0	島尻郡夏季大会、県民体育大会(中部地区開催)
	2 強化費	650,000	650,000	0	
5	予備費	13,622	13,617	5	
	1 予備費	13,622	13,617	5	
合計		4,273,622	4,363,617	△ 89,995	

令和7年度与那原町体育協会役員（案）

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

	役職名	氏名	備考
1	顧問	知念 勇吉	
2	会長		
3	副会長	照屋 勉	
4	副会長	桑江 敏章	新任
5	理事長	比嘉 哲也	
6	理事	糸洲 朝光	
7	理事	伊集 哲	
8	理事	儀間 定正	
9	理事	町田 元利	
10	理事	照屋 基	
11	理事	吉野 了	
12	理事	具志堅 元一	新任
13	事務局	与那嶺 斎	
14	会計	仲宗根 大海	
15	陸上部長	宇榮原 宗人	
16	〃副部長	山内 宰	
17	野球部長	島仲 飛尾輝	
18	〃副部長	知念 大聖	
19	ソフトボール部長	仲村 健一	
20	〃副部長	仲松 尚宏	
21	〃(女子)部長	當眞寿乃	
22	バレーボール部長	上原 謙	
23	〃副部長	仲宗根 正	
24	バスケットボール部長	大城 則由	
25	〃副部長	津嘉山 朝裕	
26	卓球部長	具志堅 元一	
27	〃副部長	仲嶺 真悟	
28	ハンドボール部長	調整中	
29	〃副部長	〃	
30	ソフトテニス部長	調整中	
31	サッカー部長	神里 勇磨	
32	〃副部長	照屋 幸蔵	
33	ゴルフ部長	仲村 雄	
34	バドミントン部長	比嘉 武志	
35	〃副部長	小橋川 知恵子	
36	監事	比嘉 義明	
37	監事	金城 勝治	

議案第4号

与那原町体育協会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は与那原町体育協会と称し、事務局を与那原町役場内に置く。

(目的)

第2条 本会は体育の向上と町民の健全なる心身の発達を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育の普及並びに指導奨励し、競技力の向上を図る。
- (2) 各種競技大会、講習会などの開催と、島尻郡体育大会に代表する競技者及び役員を派遣する。
- (3) 各種スポーツ団体の育成に協力する。
- (4) スポーツ施設の充実改善について指導助言を与える。
- (5) 体力向上に関する研究調査及び競技者の健康を管理する。
- (6) スポーツ少年団を育成し、青少年の健全育成を図る。
- (7) その他目的達成に必要な事業を行う。

(組織及び機関)

第4条 本会は、全町民をもって組織し次の機関を置く。

イ、総会 ロ、理事会 ハ、専門部会
二、事務局

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 専門部長 若干名
- (7) 専門副部長 若干名
- (8) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は総会において選出する。

2 理事長は理事会において互選し、理事及び専門部長、専門副部長は会長が推薦し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
副会長は、スポーツ少年団の本部長を兼ねる。
- 3 理事長は総会の決議に基づき会務掌理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は理事長を補佐し、会務執行する。
- 6 監事は本会の会計を監査し、総会に参加し意見を述べることができる。
- 7 専門部長、専門副部長は当該部の運営に当たる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは第6条の選出方法に準じて欠員を補充する。
- 3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とし増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(事務局)

第9条 本会は事務を処理するため、事務局長を置く。

- 2 事務局長は理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 3 事務局長は理事長の指示により、本会の事務を掌る。
- 4 事務局長の服務及び手当等については別に定める。

(顧問)

第10条 本会に顧問を若干名置く。

- 2 顧問は、本会の会長又は副会長を務められた方、若しくは、スポーツと体育の功労者のうちから、理事会の議決をもって推薦した方に会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、理事会、専門委員会とする。

- 2 総会は各支部長を(区長及び自治会長を充てる。)もって構成し、毎年1回開催する。
ただし、理事会で必要と認められたときは開催することができる。
- 3 理事会、専門委員会は必要に応じて随時開催する。
- 4 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 5 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 6 専門委員会は、理事長、副理事長、理事、専門部長をもって構成し、必要に応じて理事長が招集し、理事長がその議長となる。

(総会の決議事項)

第12条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 予算及び決算

- (3) 役員の選出
- (4) 行事に関する事項
- (5) その他会長が認めた事項

(理事会及び専門委員会の決議事項)

第13条 理事会及び専門委員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他必要と認められた事項

(会議の運営)

第14条 会議はその構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会議の議決)

第15条 会議の議事は出席者の過半数をもって定め可否同数のときは、議長が決定する。

(専門部会)

第16条 専門部は次のとおりとし、なお必要に応じて新たに部を設けることができる。

イ、陸上部	ロ、バレーボール部	ハ、バスケットボール部
ニ、野球部	ホ、ハンドボール部	ヘ、サッカー部
ト、卓球部	チ、ソフトボール部	リ、ソフトテニス部
ヌ、ゴルフ部	ヲ、バドミントン部	

(会計)

第17条 本会の経費は町補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は1950年5月13日より施行する。

昭和58年 会則一部改正
昭和61年 会則一部改正
平成 7年 会則一部改正
平成17年 会則一部改正
平成18年 会則一部改正
平成23年 会則一部改正
令和 7年 会則一部改正